

入札公告（建築関係建設コンサルタント業務）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年 2月 7日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教

1 業務概要

- (1) 業務名 平成25年度国立療養所沖縄愛楽園建築物点検委託業務
- (2) 業務場所 沖縄県名護市字済井出1192番地
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成26年3月31日まで
- (5) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札により行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26年度厚生労働省により、九州・沖縄ブロックにおける「建築関係建設コンサルタント業務」に係るB又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州沖縄ブロック一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省大臣官房会計課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年6月10日健医発第699号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が存在すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす点検実施者であること。
一級建築士又は二級建築士の資格を有するもの。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課施設管理係
電話番号 0980-52-8331 内線557
- (2) 入札説明書及びその他資料の交付期間、場所及び方法
平成26年2月10日午前9時から平成26年2月24日午後5時まで
当園のホームページより入手すること。
URL：<http://www.hosp.go.jp/~airakuen>
- (3) 競争参加資格確認申請書、資格通知書の提出期間、場所及び方法
平成26年2月10日から平成26年2月24日まで
電子入札システムにより、提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は持参し、又は郵送する（書留郵便に限る。）こと。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、平成26年2月25日午後3時00分までに電子入札システムにより、提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は国立療養

所沖縄愛楽園事務部会計課施設管理係にて当日持参すること。(郵送による提出は認めない。)

開札は、平成26年2月26日午前10時00分 国立療養所沖縄愛楽園会議室において行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金
免除。
 - ② 契約保証金
免除。
- (3) 入札の無効
 - ① 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - ② 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
 - ③ 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に2に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当することとする。
- (4) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 契約書作成の要否
要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、入札書の提出期限の前日において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認をうけていなければならない。
- (8) 詳細は入札説明書による。